

平成29年第8回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成29年12月15日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 8号 平成29年度定期監査報告（第2次）について
- 第 4 議案第55号 羽幌町保育士修学資金貸付条例
- 第 5 議案第56号 羽幌町保育士修学基金条例
- 第 6 議案第57号 羽幌町過疎地域自立促進市町村計画（平成28年度～平成32年度）の変更について
- 第 7 議案第58号 羽幌小学校改築（外構）工事請負契約の変更について
- 第 8 議案第59号 羽幌小学校体育館外部改修工事請負契約の変更について
- 第 9 議案第60号 平成29年度羽幌町一般会計補正予算（第10号）
- 第10 議案第61号 平成29年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第62号 平成29年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第12 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について
- 第13 発議第11号 議員の派遣について
- 第14 発議第12号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○追加日程

- 第 1 議案第63号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 2 議案第64号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第65号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第66号 平成29年度羽幌町一般会計補正予算（第11号）

○出席議員（11名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 村田 定人 君 | 2番 金木 直文 君 |
| 3番 阿部 和也 君 | 4番 船本 秀雄 君 |
| 5番 小寺 光一 君 | 6番 熊谷 俊幸 君 |
| 7番 平山 美知子 君 | 8番 磯野 直 君 |
| 9番 逢坂 照雄 君 | 10番 寺沢 孝毅 君 |
| 11番 森 淳 君 | |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	江 良 貢 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
農 業 委 員 会 会 長	高 見 忠 芳 君
会 計 管 理 者	三 浦 義 之 君
総 務 課 長	飯 作 昌 巳 君
総 務 課	
電算共同化推進室長	金 子 伸 二 君
兼電算管理係長	
総務課総務係長	伊 藤 雅 紀 君
総務課職員係長	門 間 憲 一 君
総務課情報管理係長	道 端 篤 志 君
地 域 振 興 課 長	酒 井 峰 高 君
地 域 振 興 課 主 幹	木 村 和 美 君
財 務 課 長	大 平 良 治 君
財務課財政係長	葛 西 健 二 君
町民課長兼住宅係長	室 谷 眞 二 君
町民課総合受付係長	蟻 戸 貴 之 君
町民課町民生活係長	熊 谷 裕 治 君
福 祉 課 長	今 村 裕 之 君
福祉課子ども係長	宇 野 延 仁 君
健 康 支 援 課 長	更 科 滋 子 君
健 康 支 援 課	
地域包括支援	奥 山 洋 美 君
センター室長	
健康支援課介護保険係長	金 丸 貴 典 君
健康支援課保健係長	村 上 達 君
建 設 課 長	三 上 敏 文 君
建設課主任技師	石 川 隆 一 君
建設課主任技師	笹 浪 満 君
建設課管理係長	更 科 信 輔 君
建設課土木港湾係主査	山 平 博 久 君
上 下 水 道 課 長	宮 崎 寧 大 君
上下水道課主任技師	吉 田 吉 信 君

農林水産課長	鈴木	繁君
農林水産課農政係長	佐々木	慎也君
農林水産課水産林務係長	木村	康治君
商工観光課長	熊木	良美君
商工観光課観光振興係長	富樫	潤君
商工観光課商工労働係長	大西	将樹君
天売支所長	敦賀	哲也君
焼尻支所長	棟方	富輝君
学校管理課長	春日井	征輝君
兼学校給食センター所長		
学校管理課総務係長	近藤	優樹君
学校管理課学校教育係長	藤井	延佳君
社会教育課長	渡辺	博樹君
兼公民館長		
体育振興係長		
社会教育課社会教育係長	高橋	司君
農業委員会事務局長	高橋	伸君
選挙管理委員会事務局長	飯作	昌巳君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	井上	顕君
総務係長	杉野	浩君
書記	土清水	彬君

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

4番 船本秀雄君 5番 小寺光一君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届け出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第8号

○議長（森 淳君） 日程第3、報告第8号 平成29年度定期監査報告（第2次）についてを議題とします。

本案について代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、鈴木典生君。

○代表監査委員（鈴木典生君） ただいま議題となりました平成29年度定期監査報告（第2次）について内容のご説明を申し上げます。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告をいたします。

1 ページをお開き願います。定期監査報告書。

1、監査の時期及び対象であります。船本監査委員とともに、平成29年10月16日から10月31日までのうち7日間にわたり、社会教育課ほか、ごらんの対象機関を実施したところでございます。

2、監査の対象とした事項であります。財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、提出された関係書類、帳簿等に基づきその内容を確認するとともに、関係職員からの聞き取りにより実施をいたしました。

3、監査の結果であります。財務に関する事務についてそれぞれ適正な執行に努められたものと認められました。

主な内容につきましては、次のとおり報告をさせていただきます。2ページをお開き願います。最初に、福祉課について申し上げます。(1)、社会福祉状況、①、福祉タクシー利用状況であります。障がいの程度に応じましてタクシーの乗車券を該当者に年間24枚、また12枚を交付しているものでありますが、29年度9月末現在の総交付枚数は1,800枚で、うち総利用枚数は460枚となっております。次に、2の児童手当の支給状況では、28年度及び29年度9月末までの受給者数等をあらわしたものでございます。内容は記載のとおりでありますので、ごらんをいただき、説明は省略させていただきます。③、平成29年度認定こども園及び幼稚園施設型給付費状況ですが、本年度より藤幼稚園におかれましても子ども・子育て支援新制度における施設型給付対象施設に移行しましたことから、施設型給付を受けることとなりました。また、それによりまして私学助成であります幼稚園就園奨励費補助金はございません。あわせまして町立羽幌保育園につきましても今年の3月閉園となっております。このことから保育園、幼稚園の就学前施設につきましては、新制度における施設型給付対象施設のみとなっております。それでは、アの対象園児数は、9月末現在におきまして藤幼稚園34名、認定こども園・まきでは幼稚園92名、保育所45名となっております。イの負担金の支出状況は、国・道、町を合わせて藤幼稚園につきましては1,169万8,650円、認定こども園・まきの幼稚園は2,143万3,930円、保育園は2,720万3,030円、合計で6,033万5,610円となっております。このうち町の負担は、幼稚園2園で1,048万6,464円、保育所では680万758円、合計で1,728万7,222円となっております。3ページをごらん願います。4の地域福祉基金状況、6の福祉バス利用状況につきましては、説明を省略させていただきます。7の老人クラブ等助成金交付状況では、前年同期に比較し、団体数は9団体で増減はございません。会員数は15人減少し、210人となっておりますが、交付決定額につきましては前年度と比較し、8万6,500円増の128万2,000円となっております。これは、今年度個々のクラブへの補助金は1万3,500円の減額となっておりますが、連合会実施の羽幌町老人クラブ50周年事業における記念誌の発行に対しまして10万円の補助金を増額したことによるものであります。8の敬老会事業助成金交付状況及び次のページ、⑨の敬老記念品贈呈状況につきましては、説明を省略させていただきます。

(2)、国保医療状況の①、各医療費支出状況では、会計区分ごとの扶助費等の費用をあらわしたもので、内容は記載のとおりでございます。以下省略させていただきます。

5ページをごらん願います。健康支援課でございます。(1)、各種検診実施状況と(2)、各種予防接種実施状況は、検診及び予防接種区分ごとの対象者数等を28年度実績と29年度9月末現在の状況をあらわしたものであります。ごらんをいただくことにより、説明は省略させていただきます。

6ページをお開き願います。(3)、すこやか健康センター利用状況から7ページの(4)、介護認定状況、①、平成28年度申請及び認定状況、②、平成29年度申請及び

認定状況（9月末現在）につきましてもごらんをいただくことにより、説明は省略をさせていただきます。

③、要介護認定者介護サービス利用状況では、平成29年8月末現在における認定者のサービス利用状況を介護度ごとに在宅と施設入所者の人数をあらわしたものであります。利用者は、昨年度同期と比較し、合計で1名少ない414名となっております。

8ページをお開き願います。（5）、特別養護老人ホーム及び（6）、しあわせ荘短期入所生活介護につきましては、説明を省略させていただきます。

9ページをごらん願います。（7）、介護保険給付状況の①、居宅介護、居宅支援サービス費の29年度9月末実績では、前年度同期に比較しまして件数で114件減の5,789件であります。支給額は534万5,946円増の3億1,366万8,631円となっております。

②、介護保険給付費等準備基金状況から次のページ、（8）、緊急通報装置設置状況は、ごらんをいただくことにより、説明は省略をさせていただきます。

次に、（9）、医師研究資金等貸し付けであります。平成29年度における4月から9月末までの貸し付けは6名で2,100万円あります。また、償還免除も6名で5,300万円となっております。平成29年9月末現在の貸付額は4,100万円となっております。

（10）、助産師看護師修学資金貸し付けであります。平成29年度における4月から9月末までの貸し付けは4名で120万円、平成29年度9月末現在の貸付額は900万円あります。

（11）、助産師看護師修学基金につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、11ページをごらん願います。町民課について申し上げます。（1）、総合受け付け状況につきましては、記載のとおりの内容となっております。ごらんをいただくことにより、説明は省略をさせていただきます。

12ページをお開き願います。（2）、公営住宅管理状況、①、管理戸数及び入居状況の下段にあります空き家戸数は、平成29年9月末現在102戸で、前年同期より6戸減となっております。②の敷金状況は、記載のとおりとなっております。

（3）の平成28年度集会所利用状況から15ページの（9）の海鳥保護基金状況までは、ごらんをいただくことにより、説明は省略させていただきます。

（10）、北海道海鳥センター入館者状況であります。29年度9月末現在の入館者は前年同期に比較して169人増の1万7,437人で、平成9年度オープン以来の累計では39万8,252人となっております。

16ページをお開き願います。（11）、生活路線バス通学定期運賃補助金交付状況であります。29年度の通学対象者数7名に対してまして定期運賃の額に100分の15を乗じて得た補助金額は、32万8,800円となっております。

（12）、平成28年度の生活路線バス維持費補助金交付状況であります。羽幌町が

関与する対象路線の補助金額のうち羽幌町の補助金交付額は、表の右下の合計484万9,000円となっております。なお、羽幌古丹別線及び初山別遠別線は、乗車人数の減少により1日当たりの計画運行回数が3回以上という国庫補助路線対象基準を満たさなくなりましたことから平成28年度より市町村単独となり、受益市町村による補助となっております。

(13)、平成28年度の離島航路事業補助金交付状況であります。表にあります離島航路旅客運賃補助は、離島住民に対しての高速船に係る急行料金の割引補助で、町の単独補助であります。4月、フェリー点検のため高速船のみの運航時に係る急行料金の10割、また通常期間における急行料金の3割を補助するもので、83万2,130円となっております。次に、離島航路旅客定期航路事業補助でございます。表右の摘要欄に記載してございます運賃割引事業につきましては、北海道との協調補助で離島住民に対し離島運賃の割引補助をしているもので、羽幌町の補助金交付額は210万6,327円であります。次の同一の補助事業名で摘要欄に記載の離島航路事業につきましては、航路運営に係る欠損補助で、国庫補助事業であります。補助残につきましては、道と町おのおの2分の1の協調補助で、羽幌町の補助金交付額は2,097万6,325円であります。また、平成28年度より離島航路利用促進事業として、6月から8月における高速船一般旅客運賃3割引き、離島住民を除いてございます、に係る運賃割引補助として589万5,150円を支出してございます。

次のページ、(14)、交通対策事業基金状況から18ページの(16)、町内循環バスほっと号利用状況までの説明は省略いたします。

19ページをごらん願います。財務課について申し上げます。町税収納状況であります。9月末現在の収納率を合計欄で申し上げますと、現年度分と滞納繰り越し分の合計は63.72%で、前年度に比較し0.19ポイント増加してございます。

以下、20ページの(2)、保険税収納状況から21ページの(7)、契約状況までの説明は省略させていただきます。

22ページをお開き願います。出納室について申し上げます。有価証券及び出資による証券の保管状況であります。株券等は会計管理者において保管されており、9月末現在の合計額は5,314万4,000円で、前年同期と同額でございます。

23ページをごらん願います。総務課について申し上げます。(1)、職員配置状況であります。表の右側の下段の合計欄に記載のとおり、定数160人に対して現員数は132人、定数外職員は109人の合計241人ですが、前年同期より現員数が3人増加してございます。

(2)、役場庁舎等整備基金状況につきましては、説明を省略させていただきます。

24ページをお開き願います。地域振興課について申し上げます。(1)、人づくり事業基金状況から(3)、まちづくり応援基金状況につきましては、説明を省略させていただきます。

(4)、まちづくり応援寄附金、ふるさと納税について申し上げます。平成29年度の9月末までの状況ですが、道内居住者119件、道外居住者387件、合計506件で、昨年同期より件数で57件の減となっておりますが、寄附金額では886万円増の1,808万5,000円となっております。

25ページをごらん願います。教育委員会所管であります学校管理課について申し上げます。(1)の奨学基金運用状況では、基金運用額は前年度と同額の1,472万円で、内訳は表の右側に記載のとおり、貸付金が694万4,000円、現金は777万6,000円であります。

(2)、スクールバス利用状況は、記載のとおりの内容となっております。

26ページをお開き願います。(3)、小学校、中学校の現況についてであります。10月1日現在の児童数、生徒数を前年同期に比較しますと、羽幌小学校では306人で7名増加しておりますが、羽幌中学校では2名減少し、176人となっております。以下省略をさせていただきます。

27ページをごらん願います。社会教育課について申し上げます。(1)、郷土資料館入館状況、(2)、焼尻郷土館入館状況は、説明を省略させていただきます。

(3)の体育施設利用状況ですが、9月末現在では前年同期に比較し、1,477人減の合計6万5,356人となっております。

28ページをお開き願います。(4)、文化協会加盟団体状況及び(5)、体育協会加盟団体状況であります。前年度同期に比較して加盟団体数は、文化協会加盟団体が1減の36団体で、合計で49団体であります。会員数は、文化協会が21人減の444人、体育協会は41人減の521人であります。

(6)の中央公民館利用状況では、9月末現在1万6,219人で前年同期より3,557人減少しております。

(7)、図書館利用状況は、記載のとおりの内容となっております。

以上で平成29年度第2次定期監査報告といたします。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森 淳君) これから監査報告の内容について、監査委員に対して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第8号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第8号 平成29年度定期監査報告(第2次)については原案のとおり

り承認することに決定しました。

◎議案第55号～議案第56号

○議長（森 淳君） 日程第4、議案第55号 羽幌町保育士修学資金貸付条例、日程第5、議案第56号 羽幌町保育士修学基金条例、以上2件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、今村裕之君。

○福祉課長（今村裕之君） ただいま上程されました議案第55号 羽幌町保育士修学資金貸付条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成29年12月14日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、将来において羽幌町内の保育所等に保育士として勤務しようとする者に対し修学資金を貸し付けることにより、保育士の育成と人員の確保及び充実を図るため条例を制定しようとするものであります。

内容につきまして説明をさせていただきます。次のページをお開きください。第1条は、この条例の目的、第2条は定義を定めております。

第3条は、貸付対象者を規定しております。指定保育士養成施設に在学、または入学が決定している者で、卒業後町内の保育所等に勤務することを条件としております。

第4条は、貸付金額等を定めております。修学資金の貸付金額は、予算の範囲内において月額3万円以内、貸付期間は在学する養成施設の正規の修学期間の範囲内で最長2年間、貸付利息は無利子である旨を規定しております。

第5条は、貸し付けの申請及び決定について、また第6条は連帯保証人を規定しております。連帯保証人は2名で、申請者が未成年者であるときは連帯保証人のうち1人は申請者の法定代理人と規定しております。

第7条は、決定の取り消し等を定めております。貸し付けの決定を取り消す事由としましては、修学資金の貸し付けを受けることを辞退、退学、病気その他の理由により修学が困難であると認められるときなどを規定しております。

第8条は、返還について定めております。返還は、返還事由の生じた日の属する月の翌月から起算して3カ月以内に開始し、5年を限度とした期間内に完了する旨を定めております。

第9条は、返還の猶予を定めております。返還債務の履行を猶予することができるのは、養成施設に在学中、町内の保育施設に勤務、災害、病気その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められる期間などのほか、養成施設を卒業後、町内の保育施設に勤務していなくても引き続き町内の保育施設への勤務を希望するときには、2年を限度として返還を猶予できる旨を規定しております。

第10条は、返還の免除を定めております。債権が発生した後に返還すべき債務の未償

還額につきまして借り受け者が町内の保育所に5年以上勤務したとき、死亡、または心身の故障のため勤務することができなくなったと認められるときなどの場合は全額を免除、町内の保育所等に引き続き2年以上勤務し、退職した場合は、一部の返還を免除することができる旨を規定しております。

第11条は、延滞利息の徴収等を、第12条は施行に関し必要な事項につきましては規則に委ねる旨を規定しております。

ただいまの説明をもちまして条文の朗読は省略させていただきます。

附則、施行期日、第1項、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

準備行為、第2項、この条例の規定に基づく貸し付けの申請受け付けその他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

以上であります。

次に、ただいま上程されました議案第56号 羽幌町保育士修学基金条例につきまして、提案の理由とその内容をご説明申し上げます。

平成29年12月14日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、将来において羽幌町内の保育所等に保育士として勤務しようとする者に対し、その資格取得の修学に必要な資金の貸し付けを行う財源を確保、運用するための基金を設置するため制定しようとするものであります。

内容につきまして説明させていただきます。羽幌町保育士修学資金貸付条例によります資金の貸与につきましては、1件の貸与金額が少額なことと複数年にわたること、またその年により貸与金額の合計金額が異なることなどから、財源を一定額確保し、運用することが効率的であるため基金を制定するものであります。

ただいまの説明をもちまして条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第55号 羽幌町保育士修学資金貸付条例について質疑を行います。

5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 内容をよく理解するために質問させていただきます。奨学金という制度は、将来において子供たちがまた羽幌に戻ってくるいいきっかけになると思うので、自分は十分に理解できるのですけれども、より内容をいいものにとという意味で質問させていただきます。

まず、第4条における貸付金額3万円となっておりますけれども、町にある条例でさまざまな奨学金があって、羽幌町奨学基金条例に関しては月額2万円、助産師看護師修学資金貸付条例については月5万円と。3万円の根拠というか、その辺を教えてください。

○議長（森 淳君） 福祉課長、今村裕之君。

○福祉課長（今村裕之君） お答えいたします。

貸付金額3万円につきましては、保育士の養成学校を一般的に卒業するまでに200万円程度かかるとされておりまして、それを月額に直しますと約8万3,000円となります。この金額なのですけれども、北海道にも同じような保育士の養成資金の貸付事業を行っており、こちらのほうの貸付額が5万円となっております。そこで、8万3,000円から5万円を引いて、うちとしては3万円という形で金額を設定させていただいております。

ちなみに、看護師等の養成学校につきましては、年額の授業料が約150万円、それに対して年額の貸付額が60万円ということで約4割という形になっておりますが、ただいま申したとおり、保育士の養成学校の今回につきましても年額100万円に対しまして貸付額が36万円ということで36%となりますので、それほど低い額で設定しているという考えではございません。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 今道の貸付制度もあるということで、自分も調べたのです。道の社会福祉協議会を通じて100%、10割の負担で道がやっているという事業だと思っておりますけれども、ということは2つの奨学金を併用して使うことも可能ということによろしいでしょうか。

○議長（森 淳君） 福祉課長、今村裕之君。

○福祉課長（今村裕之君） お答えします。

北海道の事業との併用及び各種奨学金制度との併用は可能であるというふうな形で制度を作成しております。ただし、札幌市でも同じような貸し付け、これは札幌市内限定となっているのですけれども、こちらも札幌市内の保育施設にその後就職するという条件がついていますので、そのような内容の貸付制度との併用は不可能というふうに考えております。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 札幌市のものは、あくまでも札幌市限定のものなので、道のものに関しては札幌市を除くという規定があるので、町内で働きたい子に関して言えば、札幌市のそれは関係ないと私は思っているのです。自分は併用できると思っていなかったのですが、あれだったのですけれども、かなり道の手厚いです、内容が。月5万という話もありましたし、入学準備金も20万、あと就職する際の就職準備金も20万以内で支給されるということで、自分は併用できると思わなかったのですが、うまく行かれる親御さんにもこれも含めて2つセットで使っていただけるような広報なり今後進めていく形がいいのかなというふうに思うのですけれども、今の3万円に足して、道の補助金も足して、いつか羽幌に帰ってこれるような設計ができるような制度ですので、今後のこれからの広報を含めた形はどのようなふうに考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（森 淳君） 福祉課長、今村裕之君。

○福祉課長（今村裕之君） お答えします。

今議会においてこれが可決決定されますと、もちろん町の広報でも周知はいたしますし、あと近隣の高校さんのほうにも一応こういう制度がありますという形で周知もさせていただきますし、またここでいくと認定こども園・まきさんになるのですけれども、そちらのほうにもこういう制度ができましたということで周知をいたしまして、また応募等をする場合に一緒にその部分の説明もしていただければなと考えております。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） この修学資金貸し付けの条例にかかわって基金の条例も一緒に提出されたのですけれども、来年以降に基金どのくらい積むかによって対象者の数も変わってくると思うのですけれども、現段階でどのぐらいの規模で基金を積んで、自分は短期で2年で終わりますよとかというのではなくて長期的にやっていくためにやるのだと思うのですけれども、その辺どのぐらいの基金を積む予定か、もしわかれば教えてください。

○議長（森 淳君） 福祉課長、今村裕之君。

○福祉課長（今村裕之君） お答えします。

新年度の予算につきましては、これより査定となりますことからはっきりした金額は申し上げられないのですけれども、担当課といたしましては、羽幌高校からの保育士養成学校の進学者数が平成26年度においては4名、平成27年度で3名、28年度で5名となっておりますことから、各年度の貸付予定者数は5名分を想定いたしまして、その5名分掛ける複数年分を新年度当初予算で積み立てをしたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） あとは、貸付制度が新しく条例化されるということで、今回はあくまでも保育士の奨学金の制度なのですけれども、自分も以前に一般質問で医師確保のためのもので質問をしたのです。そのときの答弁で、予算とかそういった面を含めた中で医療、そのほかの事業、福祉だとかそういったものを含めて総合的に判断しなければいけないという町長からの答弁があったのです。ということは、整合性を聞くのですけれども、たくさんのいろんな業種があって今回保育士の条例を選んだということになると思うのですけれども、その辺は答弁の中では予算的にちょっと今は難しいのだという話だったので、総合的に判断してなぜ今保育士に修学資金が必要なのかというところを説明していただけますか。これは町長になるのですか。総合的な判断になるので、その辺はいかがでしょう。

○議長（森 淳君） 福祉課長、今村裕之君。

○福祉課長（今村裕之君） まず、私のほうから今回保育士の貸付条例を出した理由につきましては、まずは保育の実施主体というのは羽幌町にあります。羽幌町で行うことになっておりまして、まず天売のちびっこランドにつきましては今年の8月に正職員が退職しまして、その後すぐ募集をかけているのですけれども、今の応募はないという形になっておりますし、またまきさんのほうでも認定こども園になった以降、平成27年度以降毎年

2名の募集をしているのですけれども、27年度については応募者がなしと。28年度につきましては、2名の採用があったのですけれども、また29年度には当初では応募がなかったという状況もありまして、保育士の確保について早急に行いたいという形から今回保育士をまず先に制度化していただいたという形でございます。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 担当課長から今答弁がございましたとおり、私のほうにもそういう説明がございましたので、町が担うべき保育ということでございますので、了承をしたところでございます。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） その中に総合的な判断ではほかの業種、答弁の内容でいくと医療、そのほかの事業、福祉だとかそういうものがあって、判断して今回出されたということなのですけれども、限られた財源の中でほかの業種もちろん、自分は医師の貸し付けも必要だと思って話したのですけれども、きっと総合的に判断なされて今回保育士の貸し付けを選んだと思うのですけれども、今後ほかの分野で広げていくような考えはございますか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 現在申し上げるような部分では計画はしておりませんが、ほかの分野では必要とあればまた順次担当課からの相談を受けて判断したいと思っております。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 今これまでの質問のやりとりで大体中身については理解しました。大変細かい質問で恐縮なのですけれども、非常に大事な問題ということで私自身考えておりますので、恐縮ですが、質問させていただきます。

返還の猶予というこの部分がございます、その2番目の項目の中に町内の保育所等に勤務することができない場合であって、引き続き町内の保育所へ勤務を希望しているときは、2年という限度で返還を猶予するという条文がございます。今質疑の中で、対象施設は羽幌、そして離島にまたがるという確認が私自身とれたわけなのですけれども、勤務を希望しているけれども、できない場合というのは、例えば希望するところがもう募集が埋まっていて、そこは勤務できない。例えば離島の場合は、なかなか保育士を募集しても応募がないということが結構続いたりします。そういうときに離島があいている場合、そのときに要するに町内に仕事する先があるわけです。それをあえて離島であればちょっと勤務はできないということで断られて、そして待つ場合もあるのかなと思います。そういう場合は猶予の対象になるのかどうかお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（森 淳君） 福祉課長、今村裕之君。

○福祉課長（今村裕之君） お答えいたします。

確かに勤務場所につきましては、その方本人の希望もあり、本土がいいだとか、離島ではちょっとということも考えられますので、まず羽幌町内に保育士として勤務する意思是

2年間持ち続けければもちろん2年間は猶予はいたします。ただ、その時点でもしもこちらで公募があったとしても本人が応募されていない場合は、2年間の過ぎると返還が生じるという形で考えております。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 要するに離島に希望されない場合も一応それは認めて、猶予期間のカウントには入っていくという、そういう捉え方ですね。それでよろしいですか。

○議長（森 淳君） 福祉課長、今村裕之君。

○福祉課長（今村裕之君） おっしゃるとおり、あくまでも羽幌町内で保育所で勤務を2年間意思があれば猶予するという形でございます。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 今までのやりとりを聞いて、こういうケースはこの対象にならないのかどうか、その辺ちょっと確認の意味でお聞きしたいと思いますが、提案の理由にも、また条例文の中にも町内の保育所等ということで載っております。先ほど課長の答弁の中では、実際に言えば保育所ですからまきさんと藤さんということが言われましたけれども、町職員の中に保育士資格を持って勤務をされている職員もいるかと思えます。以前町立保育園があったときからのつながりということもあるかもしれませんが、これは当然保育の専門の学校に行って、保育士の資格を取って羽幌町で仕事をするという形になるわけでありまして、確かに保育所ではないのですが、その辺の対象にはならないのかどうか確認させていただきます。

○議長（森 淳君） 福祉課長、今村裕之君。

○福祉課長（今村裕之君） お答えいたします。

条例上でもまず児童福祉法の第7条第1項に規定する施設として、こちらが保育所だと認定こども園等が該当となります。あと、児童福祉法第59条の2第1項というのが認可外保育所という形で、今町内では該当しているのが認定こども園・まきさんと天売ちびっこランドとその2カ所のみでございまして、町の職員として保育士資格がある方が入ったとしても、そちらは免除の対象とはしておりません。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 例えば猶予とか免除とかということになるとそうなのでしょうが、修学資金として受けたいと思ったときに保育の学校に進むと。将来どこに就職するかわからないし、羽幌町内で就職するかどうかもわからないけれども、羽幌町出身者で、保育の学校に行って、こういう貸付条例があるならば受けたいというような意思のある人は対象になるのかどうかお聞きしたいと。

○議長（森 淳君） 福祉課長、今村裕之君。

○福祉課長（今村裕之君） 貸し付けの対象者は、先ほども説明したとおり、卒業後に羽幌町に戻って保育園等に勤務する意思のある者のみを該当としているところであります。

○議長（森 淳君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号 羽幌町保育士修学資金貸付条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 羽幌町保育士修学基金条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号 羽幌町保育士修学基金条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第57号

○議長(森 淳君) 日程第6、議案第57号 羽幌町過疎地域自立促進市町村計画(平成28年度～平成32年度)の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、酒井峰高君。

○地域振興課長(酒井峰高君) ただいま上程されました議案第57号 羽幌町過疎地域自立促進市町村計画(平成28年度～平成32年度)の変更につきまして、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

羽幌町過疎地域自立促進市町村計画を変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年12月14日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。平成28年第2回議会定例会で可決いただいております過疎

地域自立促進市町村計画に新たに水産物鮮度保持施設整備事業と武道館建て替え事業を追加するものであります。

次に、内容をご説明いたします。次のページをお開き願います。この表であります、過疎計画に登載する事業計画のうち、今回変更しようとする産業の振興と教育の振興の区分に係る該当箇所を抜粋したものであり、左側が現計画、右側が変更後の計画となっております。右の変更後の計画をごらんいただきたいのですが、1つが産業の振興に係る事業として、既に補助金として予算措置されております北るもい漁業協同組合が事業主体である水産物鮮度保持施設整備事業の冷凍冷蔵施設を新たに（３）、経営近代化施設、水産業の対象事業として追加するものでございます。

もう一つが教育の振興に係る事業として、本議会の補正予算でご提案申し上げ、今年度から複数年での実施を予定しております武道館建て替え事業であります、町が事業主体となり、剣道場や柔道場などの機能を持った施設整備を行うもので、新たに（３）、集会施設、体育施設等、体育施設の対象事業として追加するものでございます。

なお、水産物鮮度保持施設整備事業につきましては、本年９月議会定例会におきまして天売辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に係る議決をいただきまして、辺地対策事業債の借入れを予定しておりましたが、その後北海道との協議において辺地対策事業債の借入れが困難という情報が得られたところであり、それにかわる財源として過疎対策事業債の借入れを予定いたしますことから、今回の過疎地域自立促進市町村計画の変更に至りましたことを経過としてご説明申し上げます。

以上が提案理由とその内容でございます。ご審議、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第５７号について質疑を行います。

２番、金木直文君。

○２番（金木直文君） 今課長から辺地債での対応が困難になったという結果だということですが、その後過疎債に変更した以降の場合のいわゆる補助額等の金額等についての変更はないのかどうか。それとまた、あわせて事業主体が北るもい漁協さんですので、わかっている範囲で現在この工事がもう着工されているのかどうか、その辺の状況もわかりましたらお知らせいただきたいと思えます。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前１０時５２分

再開 午前１０時５２分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号 羽幌町過疎地域自立促進市町村計画（平成28年度～平成32年度）の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第58号

○議長（森 淳君） 日程第7、議案第58号 羽幌小学校改築（外構）工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、三上敏文君。

○建設課長（三上敏文君） ただいま上程されました議案第58号 羽幌小学校改築（外構）工事請負契約の変更について、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

平成29年12月14日提出、羽幌町長。

1、契約の目的、羽幌小学校改築（外構）工事でございます。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、変更前、7,214万4000円、うち消費税額534万4,000円を含みます。変更後、7,202万5,200円、うち消費税額533万5,200円を含みます。

契約の相手方、苫前郡羽幌町南大通5丁目3番地、株式会社北一組代表取締役、忠津章。

提案理由でございますが、平成29年7月7日に議決されました議案第41号 羽幌小学校改築（外構）工事につきまして、概数で発注しておりました部分の数量が確定したことにより、骨材の使用の変更、縁石設置延長の増加及び排水設備等に一部変更が生じたことから契約金額の減額変更となりますが、変更契約の予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第58号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号 羽幌小学校改築(外構)工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第59号

○議長(森 淳君) 日程第8、議案第59号 羽幌小学校体育館外部改修工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、三上敏文君。

○建設課長(三上敏文君) ただいま上程されました議案第59号 羽幌小学校体育館外部改修工事請負契約の変更について、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

平成29年12月14日提出、羽幌町長。

1、契約の目的、変更前、羽幌小学校体育館外部改修工事、変更後、羽幌小学校屋内体育館外部改修工事でございます。

契約の方法、指名競争入札。

契約金額、変更前、6,296万4,000円、うち消費税額466万4,000円を含みます。変更後、6,208万9,200円、うち消費税額459万9,200円を含みます。

契約の相手方、苫前郡羽幌町南5条2丁目9番地、株式会社河野建設代表取締役、河野透。

提案理由でございますが、平成29年7月7日に議決されました議案第42号 羽幌小学校体育館外部改修工事につきまして契約の目的に錯誤がございましたので、訂正いたしますことと、工事内容で外壁の塗膜除去後の調査によるひび割れ補修等の数量が確定し、また腐食による交換を見込んでいた鉄骨下地が腐食していなかったことを確認できましたので、交換を取りやめましたので、契約金額の減額変更となりますが、変更契約の予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森 淳君) これから議案第59号について質疑を行います。

5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 契約の目的の変更なのですけれども、文体でいくと屋内という言葉が入っているのですけれども、何がどう変わったのかももう一度説明していただきたいのですけれども、入っていない状態と入ったことによって何が変わったのか、その辺もう一度お願いできますか。

○議長（森 淳君） 建設課長、三上敏文君。

○建設課長（三上敏文君） お答えいたします。

当初屋内体育館外部改修工事ということで契約を結ぶところだったのですが、議会説明の際に屋内が抜けていたことから、誤りがこのたび発覚したということで、契約金額の変更とあわせて訂正させていただいたということでございます。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 工事の内容的には変わりがなく、タイトルというか、契約の仕方に自分についてもつかなくても余り変化ないのかなと思うのですけれども、きつについていたほうがいいという判断なのですか。その辺がわからないのですけれども、そのままだったら何か困ることがあるのですか。例えば体育館は必ず屋内ですし、その辺変える理由がわからないのですけれども。

○議長（森 淳君） 建設課長、三上敏文君。

○建設課長（三上敏文君） お答えいたします。

契約書の工事名の欄に屋内体育館というふうに記載になっておりますので、正しい表記ということで改めさせていただいたということでございます。

○議長（森 淳君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号 羽幌小学校体育館外部改修工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第60号～議案第62号

○議長（森 淳君） 日程第9、議案第60号 平成29年度羽幌町一般会計補正予算（第10号）、日程第10、議案第61号 平成29年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、日程第11、議案第62号 平成29年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、以上3件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま提案となりました各会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計について、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ8,561万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ73億3,998万円とするものでございます。

補正をいたします内容は、各事業の完了などによる減額補正が主なものでありますが、まず歳出について増額となりました主なものを申し上げます。2款総務費、一般管理費において電算システム改修委託料115万6,000円の補正は、個人番号を利用した情報連携に必要なシステム改修を行うものでございます。

同じく戸籍住民基本台帳費において電算システム改修委託料124万2,000円の補正は、マイナンバーカード等の記載事項の充実に対応するためシステム改修を行うものでございます。財源につきましては、全額国庫補助金で賄われます。

次に、6款農林水産業費、水産業振興費において漁業後継者等育成事業交付金100万円の補正は、当該事業の利用見込みの増加によるものでございます。

次に、10款教育費、小学校費において除雪委託料260万6,000円の補正は、羽幌小学校新校舎完成に伴う駐車場の除雪経費でございます。

同じく体育施設費において設計委託料588万8,000円の補正は、武道館建て替えに係る設計委託料であります。平成30年度にかけての業務となりますことから、債務負担行為として平成29年度執行分を計上しております。

以上で歳出を終わり、次に歳入の主なものを申し上げます。13款国庫支出金、教育費国庫補助金5,183万7,000円の補正は、羽幌小学校改築事業及び教職員住宅建設事業に係る内示額の増額によるものでございます。

次に、17款繰入金、財政調整基金繰入金4,717万2,000円の減額は、各事業の完成等に伴い減額するものでございます。

このほか町債につきましては、それぞれの事業の完了等に伴い増減しております。

以上で一般会計を終わり、次に国民健康保険事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ337万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,075万7,000円とするものでございます。

補正をいたします内容は、人事異動等に伴う職員人件費141万8,000円、平成30年度から国保事業が都道府県単位となることに伴い北海道と市町村が連携するための新たなシステムを構築するため、国保連合会への負担金195万5,000円となっており、財源につきましては国保連合会負担金につきましては全額国及び道補助金を充て、職員人件費については一般会計繰入金を充てております。

次に、介護保険事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ162万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,641万3,000円とするものでございます。

補正をいたします内容は、平成30年度の制度改正に対応するためのシステム改修となっており、財源につきましては内示額の減額に伴い国庫補助金25万6,000円を減額し、不足分につきましては一般会計繰入金を充てております。

以上、今回補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） 続きまして、私から内容をご説明いたします。

一般会計の4ページをお開き願います。第2表、継続費補正であります。羽幌小学校改築事業について平成29年度事業費の確定に伴い平成29年度年割額を減額するとともに、一部外構工事が降雪等により本年度中の完了が困難になったことから、事業期間を平成30年度まで延長するものでございます。なお、事業総額につきましては638万2,000円の減額となっております。

同じく第3表、債務負担行為補正であります。先ほど町長から説明がございましたが、武道館建て替えに伴う設計業務につきましては平成30年度にかけての業務となりますことから、債務負担行為として追加するものでございます。

次に、5ページの第4表、地方債補正であります。事業の追加や対象経費の確定に伴う限度額の変更が主な内容となっております。表の末尾に記載の水産物鮮度保持施設整備事業債につきましては当初辺地対策事業債を予定しておりましたが、追加配分については非常に厳しい状況にあるとの情報を得ましたことから、辺地対策事業債よりも追加配分の可能性が高い過疎対策事業債での対応とするため、償還年限を変更するものでございます。

11ページをお開き願います。2款総務費、一般管理費において留萌地域電算共同化推進協議会負担金22万7,000円の減額は、同協議会への事務局費が減額となったことによるものでございます。

12ページをお開き願います。3款民生費、社会福祉費において国民健康保険特別会計

繰出金141万8,000円の補正は、人事異動等による職員人件費の増加に伴うものでございます。同じく地域おこし協力隊事業において報酬280万円、負担金補助及び交付金140万円、合計420万円の減額は、離島地区において採用を予定していた協力隊員について応募がなかったことによるものでございます。

同じく国民年金事務取扱費において国民年金システム整備事業委託料18万円の補正は、年金生活者支援給付金支給対象者の判定に必要なシステム改修に係る費用でございます。

同じく介護福祉費において介護保険事業特別会計繰出金188万2,000円の補正は、介護保険制度改正に係るシステム改修に伴うものでございます。

次に、7款商工費、観光費において140万円の減額は、各事業の完了に伴うものでございます。

14ページをお開き願います。8款土木費、道路維持費において除雪機械等購入費4,698万3,000円の減額は、社会資本整備総合交付金の配当額減少により、購入を予定していた除雪車両2台のうち1台の購入を見送ったことによるものでございます。

同じく道路新設改良費において道路整備工事請負費3,200万円の減額は、社会資本整備総合交付金の配当額減少により、工事の一部を見送ったことによるものでございます。

同じく河川管理費において河川改修工事請負費373万7,000円の減額は、河岸工事の一部について災害復旧工事の対象となったことによるものでございます。

同じく港湾管理費において修繕料98万3,000円の補正は、福寿川の船舶用仮設係留設備の損傷箇所を補修するものでございます。また、工事請負費239万4,000円の減額は、天売港及び焼尻港における改修工事等の完了によるものでございます。

同じく公園費において公園施設整備工事請負費70万円の減額は、農村公園遊具更新工事の完了によるものでございます。

16ページをお開き願います。10款教育費、事務局費につきましては、教員住宅建設事業に関しまして事業が国庫補助金の交付対象となったことや一部事業費が起債対象額となったことから、財源更正を行うものでございます。

同じく小学校費において工事請負費827万2,000円の減額は、羽幌小学校改修工事請負費の確定等に伴うものでございます。また、備品購入費235万3,000円の減額は、入札執行等による額の確定に伴うものでございます。

同じく高等学校費において学校用器具購入費29万6,000円の補正は、天売高等学校に設置しているAED、自動体外式除細動器が故障により使用不能となったことから買いかえるものでございます。

次の18ページにつきましては、給与費明細書の状況、19ページにつきましては継続費及び債務負担行為に係る調書となっておりますので、ごらんをいただき、説明は省略をさせていただきます。

以上が一般会計の補正内容でございますが、国民健康保険事業特別会計及び介護保険事業特別会計の補正内容につきましては、町長からの提案理由の説明をもちまして私からの

説明は省略をさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出予算、継続費、債務負担行為及び地方債一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第60号 平成29年度羽幌町一般会計補正予算（第10号）について歳入歳出予算、継続費、債務負担行為及び地方債一括して質疑を行います。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それでは、先ほどの地方債の変更のときにも発言をした内容に触れますけれども、一般会計5ページには地方債の変更ということで、項目としては水産物の鮮度保持整備事業債ですか、この部分での変更はあるのですが、限度額というのが載っていません。まだ過疎債事業としては確定していないということなのかもしれませんが、9月のさきの議会のときには、辺地債が採用されなければ補助はしないのだというような町長からの発言もあって、何名かの議員とのやりとりがあったという中で、私は過疎債の適用ということも検討する範囲に加えてはというようなことも提案しながら、今回このように再度提出されたということで、私はほっとしております。ただ、補正の項目には数字的な部分はありません。過疎債に切り替えた後の見通しみたいところ、いつごろ金額等が確定して、北るもい漁協さんとの間の補助の支出というのですか、その辺の見通し、やりとりというのはどういう状況になるのか。既に現地のほうでは工事等が進んでいるのかどうか、その辺の状況がわかればお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。まず、私のほうから財源的なものを説明させていただきます。今後の流れですとか今の状況につきましては、農林水産課長のほうからご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、当初辺地債、これを充てるといってお話をさせていただきましたときに、たしか金木議員のほうからも過疎のほうはどうだろうという話を伺っているというふうには記憶しております。ただ、起債につきましては、辺地、または過疎どちらか1本でしかまず出せませんので、当時につきましては有利な辺地債のほうを優先させていただきたい、そのように考えて辺地のほうを予定させていただきました。今回ご説明の中にもございましたが、なかなか辺地のほうは充当するのは難しいだろうということが振興局等から話が来ておりました。可能であれば過疎債のほうはまだ枠の配分の中に入れるのではないかと助言をいただきましたので、今回まず過疎計画のほうを変更させていただいて、過疎債のほう

で何とか財源を確保して、漁協さんのほうに補助ができる形にしたいなというふうに町長からの指示もいただきましたので、今回過疎のほうで対応させていただきたいと思っております。

また、金額につきましては、まだ事業が始まったばかりでございます。まだ全部が金額確定しておりませんので、増額になることはないと思うのですが、額が決まりました段階でうちのほうの予定しております持ち出し分について確定になれば、その金額で過疎債を借りる形になると思います。

あと、この後の流れについては、農林水産課長のほうからご説明をお願いします。

○議長（森 淳君） 農林水産課長、鈴木繁君。

○農林水産課長（鈴木 繁君） お答えをいたしたいと思えます。

今現在は国の補助金の割り当て内示がございまして、それに伴いまして町のほうにも補助申請が来ているところなのですが、まだ割り当て内示の段階でありますので、ただこういう時期でありますので、漁協のほうからは指令前着手届が町のほうと道のほう、道といいましても国の補助なのですが、その事務を代行している道のほうにその届が出ているということになります。それが受理されましたので、今現在につきましては漁協のほうで実施設計を行っているというような状況になっております。

あと、補助金額については、先般の9月議会で補正でお出しいたしました金額から、先ほど財務課長のほうからもありましたけれども、今段階では変更はいたしていないというような状況であります。

○議長（森 淳君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号 平成29年度羽幌町一般会計補正予算（第10号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 平成29年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号 平成29年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 平成29年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号 平成29年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

◎諮問第1号

○議長(森 淳君) 日程第12、諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長(駒井久晃君) 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

住所、苫前郡羽幌町南町16番地の75、氏名、村田菊男、生年月日、昭和25年4月10日生まれ、67歳であります。

現委員であります村田菊男氏が平成30年3月31日付をもちまして任期満了となるため、氏の人格、識見から、引き続き人権擁護委員として推薦いたしたく、ご提案を申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これから諮問第1号 人権擁護委員の推薦について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本案は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦については同意することに決定しました。

◎発議第11号

○議長（森 淳君） 日程第13、発議第11号 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本町の懸案事項の要望、促進を図るため及び議員の研修並びに各委員会の調査研究のため、本日より次期定例会までの間、本議会は必要と認められる事案について道内外の関係機関に議員を派遣したいと思います。なお、派遣する議員については、案件を勘案の上、その都度議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第11号 議員の派遣については原案のとおり決定されました。

◎発議第12号

○議長（森 淳君） 日程第14、発議第12号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会における閉会中の所管事務調査について、それぞれの委員長から会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。それぞれの委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第12号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査については原案のとおり決定されました。

◎日程の追加

○議長（森 淳君） お諮りします。

ただいま町長から議案第63号、議案第64号、議案第65号及び議案第66号が提出

されました。これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3及び追加日程第4として議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号、議案第64号、議案第65号及び議案第66号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3及び追加日程第4として議題とすることに決定しました。

◎議案第63号～議案第65号

○議長(森 淳君) 追加日程第1、議案第63号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、追加日程第2、議案第64号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、追加日程第3、議案第65号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、以上3件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、飯作昌巳君。

○総務課長(飯作昌巳君) ただいま上程されました議案第63号から議案第65号まで3件を一括して関連がございますので、提案理由とその内容につきましてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、平成29年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて提案をいたしております。特別職及び議会議員の皆様につきましても一般職に準じて改定することとし、提案申し上げます。

初めに、提案の理由となりました今回の給与改定の概要につきましてご説明申し上げます。1点目は、月例給の引き上げでございます。給料表の改定を行い、改定率で平均0.2%の増となるものでございます。なお、この改定は平成29年4月1日まで遡及し、29年度当初から適用するというものでございます。

2点目は、期末、勤勉手当の引き上げでありまして、年間支給割合を0.1月分引き上げるものであります。この引き上げ分は、全て12月支給分に配分するものとし、改正規定の適用も平成29年4月1日まで遡及するものであります。なお、30年度以降は、この引き上げ分を6月支給分と12月支給分に均等に再配分することとしております。

以上が今回の改定の概要でございます。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。初めに、議案第63号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

平成29年12月15日提出、羽幌町長。

改正の内容でございますが、別紙でお配りをしております議案説明資料をごらんください。なお、今回の給与制度の改正にあわせて一部文言の整理も行っておりますので、ご了承

承いたきたいと思えます。

それでは、1 ページ目の1 番、期末、勤勉手当の引き上げですが、勤務実績に応じた給与を推進するため引き上げ分を勤勉手当に配分し、年間支給割合を現行の1. 7 カ月分から1. 8 カ月分に改めるものでございます。再任用職員につきましては、0. 0 5 月分を引き上げ、0. 8 5 月分とするものであります。

資料の(1) になります。改正案の第1 条では引き上げ分を全て1 2 月支給分に配分し、下の表になります。一般職員ですと6 月支給分は変更がなく、1 2 月支給分が0. 1 月分引き上げられるというものでございます。

次に、資料の(2) でございますが、改正案の第2 条では先ほどの(1) で改正した支給割合を再度改正し、6 月支給分と1 2 月支給分に均等に振り分けるものであります。これにより3 0 年度以降につきましては、6 月支給分と1 2 月支給分の支給割合は等しくなるものでございます。

次に、2 ページをごらんください。2 番、月例給の引き上げでございます。若年層は1, 0 0 0 円程度、その他は4 0 0 円程度の引き上げを基本とし、改定率平均で0. 2 %の増となる給料表の改定でございます。

なお、改定後の給料表につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

次に、3 番、附則でございますが、本改正条例の施行期日は公布の日からとしておりますが、冒頭にも説明しましたとおり、第1 条の勤勉手当及び給料表の改定は平成2 9 年4 月1 日から適用、第2 条の勤勉手当の改正は平成3 0 年4 月1 日から施行する旨を規定しております。これにより改正前の規定に基づき支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなす旨を規定しております。

また、平成2 7 年1 月に行われました昇給抑制措置の調整措置として、平成3 0 年4 月1 日現在で3 7 歳に満たない職員を対象に同日付で1 号給回復させる旨を規定しております。

以上が改正内容の説明であります。

なお、改正文の朗読は、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

続きまして、議案第6 4 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

平成2 9 年1 2 月1 5 日提出、羽幌町長。

改正の内容でございますが、一般職の給与改定に準じまして特別職の期末手当を改正するものでございます。

資料の3 ページをごらんください。期末手当を0. 1 月分引き上げ、年間支給割合を現行の4. 2 5 月分から4. 3 5 月分に改定するものでございます。

(1) の表になります。支給割合を6 月支給分は2. 0 7 5 月分に、1 2 月支給分は2. 2 7 5 月分に、それぞれ0. 0 5 月分ずつ引き上げる改定でございます。ただし、(2) に記載のとおり、平成2 9 年1 2 月の支給割合についてはただいまの改正にかかわ

らず、一般職と同様引き上げ分の全てである0.1月分を12月支給分に配分する旨の附則を加えるものでございます。

次に、2番の附則ですが、施行期日は公布の日からであります。追加した12月支給分に係る附則の規定は平成29年12月1日から適用し、改正前の規定により支給された期末手当は、改正後の規定による期末手当の内払いとみなす旨を定めるものでございます。

以上が改正内容の説明でございます。

続きまして、議案第65号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

平成29年12月15日提出、羽幌町長。

改正の内容でございますが、一般職の給与改定に準じまして議会議員の期末手当を改正するものでございます。

資料の4ページをごらんください。期末手当を0.1月分引き上げ、年間支給割合を現行の4.25月分から4.35月分に改定するものでございます。

(1)の表になりますが、支給割合を6月支給分は1.675月分に、12月支給分は2.675月分に、それぞれ0.05月分ずつ引き上げるものでございます。ただし、(2)に記載のとおり、平成29年12月の支給割合についてはただいまの改正にかかわらず、先ほどの一般職並びに特別職と同様引き上げ分の全てである0.1月分を12月支給分に配分する旨の附則を加えるものでございます。

次に、2番の附則についてでございますが、施行期日は公布の日からであります。特別職と同様追加した12月支給分に係る附則の規定は平成29年12月1日から適用し、改正前の規定により支給された期末手当は、改正後の規定による期末手当の内払いとみなす旨を定めるものでございます。

以上が改正内容の説明でございます。

改正文の朗読につきましては、ただいまの説明をもって省略をさせていただきます。

以上、議案第63号から議案第65号までの説明でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第63号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号

○議長（森 淳君） 追加日程第4、議案第66号 平成29年度羽幌町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま追加提案となりました平成29年度一般会計の補正予算

につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ41万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ73億4,039万8,000円とするものであります。

補正をいたします内容をご説明申し上げます。1款議会費において議員期末手当24万1,000円の補正は、先ほどご決定賜りました羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正に伴い、期末手当の支給率が増加したことによるものでございます。

次に、2款総務費、自治振興費において修繕費17万7,000円の補正は、旧宮坂ビルに関して民法の規定に基づく事務管理として対応するものでございます。本件につきましては、11月11日の強風発生後、建物の状況確認を行ったところ4階窓ガラス1枚に亀裂が発生しており、ガラスの崩落が予想され、早急に対応する必要がありましたことから、撤去作業につきましては予備費を充当し、実施いたしております。今回実施をいたします窓ガラス撤去箇所の養生につきましては、他の窓ガラスへの影響などが懸念されることから、適正かつ安価な施工方法について建設課技師や専門業者を交えて検討し、板材で覆うことにより実施することになりましたので、追加補正とさせていただきます。

なお、財源につきましては、いずれも前年度繰越金を充てております。

以上、今回追加提案となりました補正予算の内容であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審議の方法については、歳入歳出予算一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い審議を進めることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第66号について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 6ページの空き家対策事業、今宮坂ビルの窓の件についてだということですが、先ごろひびが入っている状況がわかって撤去をしたということでありましたけれども、当然業者の方だったろうなと思っておりますが、その撤去作業には職員も立ち会ったのでしょうか。お願いします。

○議長（森 淳君） 町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） 撤去作業については、ガラス業者さんと撤去する際職員も出て、周辺の安全、ガラス等が自動車もしくは人に被害を及ぼさないような形で、4人ほど出て確認を行っております。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 現場のすぐそばに行ったというわけではなかったのかなと思いま

すが、近隣の方のいろんな不安の声も聞いています。その中で、ほかにあと6枚のガラスがあって、そっちは大丈夫なのだろうかという声など、今の説明ですとそれらも含めて板材で覆うというような、覆うというのか、そういった内容のようですが、ガラスの内側になるのか、外側になるのか、それで大分違うと思うのですが、ガラスそのものはそのまま据え置くということですね。板材は、その外側ということになるのか、その内容をお願いします。

○議長（森 淳君） 町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） お答えいたします。

予備費を使いましてガラスを撤去した部分に板材でガラスと同じような形に入れると。昨日もご指摘、ご不安がございましたが、枠の補強につきましてはたるき等で補強をし、枠の変形がないような形をとらせていただきます。あと、風、雨が中に入りますと、腐食ですとか今残っているガラスに影響を及ぼすという可能性がありますことから、合板で雨風が入らないような形で塞ぐという形を全て板材で補強を行うのが一番安価であろうという結論になりましたので、そういう形で補修をさせていただきます。

以上です。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 今の説明でもう一つわからなかったのですが、ほかのガラスの残っている6枚部分についても何らかの措置はするという、そういう意味でしょうか。

ちなみに、今回撤去したかなり大きなものだと私は思うのですが、厚さどのぐらいのガラスで、縦横何センチぐらいのものなのか、重量等がわかればお聞きしたいのですが、お願いします。

○議長（森 淳君） 建設課主任技師、石川隆一君。

○建設課主任技師（石川隆一君） お答えします。

もと入っていたガラスというのは、厚さ10ミリほどのものです。そして、サイズについては、済みません、ちょっと正確ではないのですが、高さが約2.3メートル、横幅が約1.8メートルのものです。重量については、100キロを超えるということです。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 想像したとおり1枚100キロもあるというようなものが、この先も頻繁に風速30メートル前後の風は何回も起こるというような事態もありますので、たとえひびが入ってなくてもやはり心配な気持ちにはなると思うのです。その辺はきちんと枠の窓の状況なども、落下しては本当に大変ですので、そんなことがないような養生を望みますし、もう一つあわせて不安な声があるのは4階の上にある屋上にある大きな看板というのでしょうか、宮坂商会のロゴ入り、マークが入った四角い看板がありますが、あれもどういう状況で取り付けられているのか。強風が吹いたら、ばあっと飛んできたりはしないのかという声も聞いております。その辺の状況もきちんと点検するなり、把握す

るなり、そんな対応をしていただきたいと思います。緊急的な措置で、何かあってからでないとなかなか手は出せないというような答弁もきのうあったかと思うのですが、やはり不安を少しでも減らすという面では可能な部分、住民の皆さんが不安に思っている部分についてはきちんと対応してもらいたい、そういった思いはありますけれども、その辺総合的な判断、回答をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 金木議員のご質問が総合的な判断でということでございますので、私からご答弁を申し上げたいと思います。

不安になられているということは大変私も感じておりますし、私自身が一番という言い方は大変失礼といえますか、おごったような言い方になるかもしれませんが、本当に不安ではございます。しかしながら、昨日も一般質問2名の方からいただきまして答弁したように、修理費にお金がかかるわけでございますので、こんな言い方も大変失礼ですけれども、議会が何もしなくてもいいからやれということになればまたそういった方向も考えなければならぬでしょうが、いろいろ説明を聞いていくと4階建ての下に地下2階ほど、さらにあの大きさでするので、くいも入っているだろうということでございます。そして、隣に店舗がございますので、その穴で崩れないような解体方法なんていうものはうちの技師では到底、失礼ですけれども、想像もつかないと。できないわけではないでしょうけれども、かなり天文学的というか、そういったレベルの仕事になろうかということでございます。したがって、議員ご指摘の今後とも事務管理ではありますが、町民の方に累が及ばないように十二分に点検作業などするように指示をいたしまして、さらに事務管理で改修等をしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（森 淳君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） ちょっと僕も気になるところがありますので、質問させていただきます。

ガラスが厚さ10ミリということで、強化ガラスとかにはなっているのかなとは思いますが、そうそう割れることは、強化ガラスなので、ないのかなとは思ってはいたのですが、実際ひびが入ってしまったということで、今回コンパネ等で覆うということでしたけれども、ガラスは撤去しないわけですね。その辺どういった部材で残りのガラスが残っているのか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 建設課主任技師、石川隆一君。

○建設課主任技師（石川隆一君） お答えします。

通常ですと、縦横ガラスの外周に枠がずっと回る方式なのですが、ここのガラスについては、上と下の枠の部分でガラスを固定しているという状態のものです。横については、特に支持されていない。あとは、後ろ側のほうにガラスのリブがついていて、それで各面については力を抑えるという構造になっております。枠については上下だけの状態

で、割れたガラスの部分については、先ほど強化ガラスではないかという話ありましたがけれども、強化ガラスではないと思っています。単純に10ミリの厚さのガラスなので、一直線というか、ひびが入った。強化ガラスであれば、通常もうちょっと小さく粉々に砕けるという状態になるので、通常のガラスだと思っています。それで、このガラスについては、上下の枠で固定されていて、割れた状態のときもその枠の中にすっぽりおさまった状態でとどまっております。枠については、そのままの状態であれば特に手をかけるということまでしなくていいのではないかというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） 強化ガラスではないということで、ちょっと自分もびっくりした部分ではあるのですがけれども、上下で押さえられているという、一般的な風除室の欄間みたいな感じなのかなとは思いますがけれども、ただ、今石川さんのほうからそうそう何ともないだろうといったお話でしたけれども、ただ築年数等を考えるとやっぱりガラスというものは劣化してくるわけですから、当然また同じようなことが起こるかもしれないわけです。その辺ただ覆って終わりではなくて、やはり撤去して外からなり塞ぐなり、そこを通る子供たちの通学路にもなっていますし、そういった安全面という部分でももうちょっと考えるべきなのかなと思いますけれども、その辺いかがなのでしょう。

○議長（森 淳君） 町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） 今回の修繕補修の関係も民法上で許されている事務管理という形でやらせていただいております。民法で許されているのは、すぐに危険を及ぼす可能性が高いという場合についてのみ事務管理で行っていいですよという規定になっておりますので、このままだと将来そういう可能性がありまるというレベルでは事務管理を使って補修等ができないものと判断しております。

○議長（森 淳君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） 民法上で決められている事務管理という中でしかできないから、今すぐどうのこうの、塞ぐことはできないといったお答えでしたけれども、そこを歩いている人を考えてみればやっぱり不安なわけです。町長は、先ほど解体までいくとなると当然大変なことなのだとおっしゃっていましたがけれども、塞ぐ部分ならそういったのはやはり考えてやるべきだと思いますけれども、町長その辺いかがお考えでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 例えとして解体までのお話を申し上げましたがけれども、現実的に羽幌町にその建物の責任がないわけです。そして、議員おっしゃるとおり、さらに申し上げますと町民の安心、安全を考えたときには全部撤去するのが一番と思いますが、そういうことにも現実的にはならないわけです。そうしますと、その中間でという話になりますが、その中間でという中間が法律上は許されるのか、どういったことになっていくのか、それによって羽幌町に責任のないものが責任が生じていくのか、その辺を弁護士の先生に相談して、大変申しわけないですがけれども、事務管理ということで当面、当面というより

はすぐ目の前に危険が迫ったときには議会の下承を得てやって構わないことですよというふうにご指示といたしますか、法律的な判断をいただいたところでございます。でありますから、私としては皆様のご心配はご心配として十二分に感じておりますし、私自身が今子供が小学校に通っているわけではありませんが、知っている子供さんがたくさん通っております。そんな中で大変留意をしておりますが、手の出ないのが現実であると私は考えております。その辺のところを十二分にご理解をいただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） 町長のお気持ちというものは十分わかりました。その建物自体は、どうするこうするというのは羽幌町としてはなかなか責任という部分ではないということ、で難しさはあるとは思いますが、ただ町民の安全を守るという責任もありますから、ぜひともその辺今すぐ手をかけるというのは難しいかもしれませんが、どういった方向がいいのかというのを今後調べながら進めていっていただきたいと思っております。答弁はよろしいです。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 先ほどの質疑を聞いた中で、町長のほうも議会のほうが判断すればそれも考えるというような発言もあったと思うのです。ただ、私たちが判断できる材料がないのです。例えば先ほど町長もおっしゃったとおり、壊すなりするには天文学的な数字になると。ただ、実際それが幾らになるのか、実際地下はどうなのか、表面で本当に危険な箇所はどうかというのをパトロールなり、目視なりで把握できるところとできないところもきっとあると思うのです。それを事務管理ですか、その状態の中でそういう調査を町の職員でできないのであれば外注して調査をするという方法、実際どれぐらい危険で、もし補修をする、壊す、一体どれぐらいかかるのだろうかというのが町民もわかりませんし、私たち議員も今把握していない状況なのです。それを調査するという事は可能なのでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） お答えいたします。

先ほど課長から申し上げましたとおり、弁護士の先生からは事務管理ということで、目の前の危険が迫ったときにはそれを行って構いませんよということでございます。議員おっしゃるような調査等を行うということは、責任のない建物でございますから、当然難しいというふうには言わざるを得ないと思っております。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） それが事務管理ではなくて町として調査に入るということで、自分の認識では手をかけてしまうと、直したり、そこにかけた部分に関して責任は及ぶけれども、調査に関しても調査をした段階で責任が及ぶという説明は聞いたことがなかったので、その辺は法律上になるのでしょうか、それとも何か問題があるのでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 私には法律的には問題があるかどうかはわかりませんが、先ほど来から申し上げておりますとおり、建物に対して羽幌町が責任がないということです。そこをまず理解をいただきたいと思います。そして、今回のように事務管理で修繕に入る場合は、鍵を管理している方の鍵を借りて入らせていただいております。それは法律上許されるそうです。ただ、先ほど言ったような調査等で入ることは許されないそうであります。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 最後はそういう調査で入ることはできないというお答えでしたけれども、その前の段階の町長の最初の話す内容でいうと、町長は調査に関しては法律上はわからないと。自分はもしできれば、どの委員会、うちの文教になるかわからないのですけれども、そういう段階で法律上調査が可能かどうか、もちろん何回も説明を受けているので、建物に関しての責任はないというのは十分承知していますけれども、何人も議員がおっしゃったとおり町民の不安を少しでも和らげる、生命にかかわることになれば余計です。それは、やっぱりいろんな形で対処しなければいけない。そのためにも調査をして、抜本的な解決ができるかどうか調査をしない限りはわからないと自分は思うので、ぜひその辺調査も含めて可能なことが事務管理のほかにもできるのであれば、いろんな方法で調べていただきたいなというふうに思います。

○議長（森 淳君） 繰り返しの質疑になっておりますので、先ほどの答弁ありますから、後にまた委員会等で継続的な審議ということで、小寺議員の質疑はこれで打ち切りたいと思います。よろしく願いいたします。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号 平成29年度羽幌町一般会計補正予算（第11号）は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（森 淳君） これで本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、平成29年第8回羽幌町議会定例会を閉会します。

（午後 0時11分）